

見附市訓令第4号

見附市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

見附市長 稲田 亮

見附市事務決裁規程の一部を改正する規程

見附市事務決裁規程（平成12年見附市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉課の表中

「

(1) 被保険者の資格得喪等に係る事務処理		○	
(2) 被保険者証の交付		○	

」を

「

(1) 被保険者の資格得喪等に係る事務処理		○	
(2) 資格確認書の交付		○	

」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。